

立川市犯罪被害者等支援条例（仮称） 骨子



犯罪被害者等支援

シンボルマーク

「ギュっとちゃん」

立川市犯罪被害者等支援条例（仮称） 策定検討委員会

【条例制定の背景】

1. 関係団体の主な動向

(1) 国

- ・ 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）
地方公共団体は地域の状況に応じた施策を策定する責務を有すると規定している。
- ・ 第4次犯罪被害者等基本計画（令和3年3月30日閣議決定）
地方公共団体に対し、総合的対応窓口の充実や見舞金の導入の要請をすることとしている。
- ・ 地方における途切れない支援の提供体制の強化について（令和6年7月18日付警察庁丙犯被発第30号通知
「市区町村にあっては、住民にとって最も身近な基礎自治体であり、生活を支援する各種制度・サービスの実施主体として、犯罪被害者等のニーズに応じた支援を提供するとともに、関係機関・団体と連携し、域内の犯罪被害者等施策を推進することなどが期待される。」とされている。

(2) 東京都

- ・ 東京都犯罪被害者等支援条例
国、都、区市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と連携した総合的な支援体制整備
区市町村が犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するための情報の提供及び助言
- ・ 第4期東京都犯罪被害者等支援計画
関係機関（都、区市町村、警察、検察、裁判所、弁護士会等の支援機関、被害者支援団体、地域で活動する民間団体など）の連携強化による支援の充実

(3) 立川市

- ・ 犯罪被害者等支援の総合的対応窓口を設置している。

【条例制定の背景】

2. 課題と方向性

(1) 立川市の課題

- ・ 総合的対応窓口の設置について広く周知し、被害者等がより安心して相談できる体制を整えること
- ・ 犯罪被害者支援に特化した施策の展開

といった被害者からの期待に応えられるような取組みを進める必要がある。

(2) 支援の方向性

上記の課題を踏まえ、

- ・ 被害者等の支援は迅速かつ公平に、また被害者等が利用しやすいものであること
- ・ 被害者等が再び平穏な生活を送ることができるまで、途切れることなく、寄り添った支援を行うこと
- ・ 市、関係機関等、市民及び事業者等が相互に連携し協力すること

を目指し、支援への取組みを進めることとする。

【条例骨子】

1. 条例制定の目的と基本理念

(1) 目的

この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、立川市（以下「市」という。）における犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の視点に立った支援のための施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益を保護し、市民が安心して暮らせる地域社会を実現することを目的とします。

(2) 基本理念

全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するものとし、犯罪被害者等の支援を行うに当たっては、犯罪被害者等の置かれている生活環境、心身の状況その他の事情の変化に応じ、必要とされる支援が途切れることなく行われ、並びに犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することのないよう支援するとともに、二次的被害及び再被害の発生の防止に配慮するものとします。

【条例骨子】

2. 用語の定義

(1) 犯罪等

法第2条第1項に規定する犯罪等をいいます。

(2) 犯罪被害者等

犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族その他これらに準ずる者をいいます。

(3) 関係機関等

国、東京都その他の地方公共団体、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいいます。

(4) 市民等

市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内において活動を行う団体をいいます。

(5) 事業者

市内において犯罪被害者等を雇用する者又は市内において事業活動を行う個人、法人、団体等をいいます。

(6) 二次的被害

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等の周囲の者若しくは犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による偏見に基づいた、又は理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる^{ひぼう}誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいいます。

(7) 再被害

犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者等から再び犯罪等により被害を受けることをいいます。

【条例骨子】

3. 市、市民等、事業者の責務

(1) 市の責務

市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に当たっては、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、総合的に支援を行うとともに、二次的被害の発生防止に努めつつ、支援についての理解を広げるための施策を講ずる責務を有するものとします。

(2) 市民等の責務

市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害すること及び二次的被害を生じさせないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等に対する支援に協力するよう努めるものとします。

(3) 事業者の責務

- ①事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等に対する支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては二次的被害を生じさせないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等に対する支援に協力するよう努めるものとします。
- ②事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る必要な手続に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について、十分配慮するよう努めるものとします。

【条例骨子】

4. 支援に向けた取組み

(1) 犯罪被害者等への支援

①市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言及び関係機関等との連絡調整を行うとともに、犯罪被害者等が、必要とする支援を途切れることなく受けることができるよう、関係機関等と連携し、及び協力し、犯罪被害者等に対する支援を行うものとします。

②市は前項に規定する支援を総合的に行うための窓口を設置するものとします。

(2) 人材の育成

市は、犯罪被害者等が適切な支援を受けることができ、かつ、二次的被害の発生を防止するため、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等の支援を担う人材の育成及び資質の向上のための研修の実施その他必要な措置を講ずるものとします。

(3) 関係機関等との連携協力

市は、犯罪被害者等が適切な支援を途切れなく受けることができるよう、関係機関等との連携及び協力を努めるものとします。

(4) 市民等及び事業者の理解の促進

市は、犯罪被害者等の置かれている状況、二次的被害の発生の防止の重要性その他犯罪被害者等の支援に関する事項について、市民等及び事業者が理解を深めることができるよう、広報、啓発その他必要な措置を講ずるものとします。

【条例骨子】

4. 支援に向けた取組み

（5）市内に住所を有しない犯罪等による被害者の支援

市は、市内に住所を有しない者が市内で発生した犯罪等により被害を受けたときは、当該者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、必要な情報の提供及び助言を行うものとします。

（6）運用方針の策定

市は、上記（1）から（5）に掲げるまでの取組みについて、運用方針を別に定めるものとします。

（7）個人情報の適切な管理

市は、犯罪被害者等の支援における個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の関係する法令等を遵守し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならないものとします。

【スケジュール（案）】

- ・ 令和 6 年12月 条例骨子案に関するパブリックコメント手続
- ・ 令和 7 年 3 月 第 1 回定例会においてパブリックコメント実施結果の報告
- ・ 令和 7 年 6 月 第 2 回定例会において条例案を提出
- ・ 令和 7 年度中 「4. 支援に向けた取組み（6）運用方針」を策定し支援策を検討
令和 8 年度からの支援開始を目標としています。